

付 帯 決 議 案 の 提 出 に つ い て

議案第四号 杉並区減税基金条例

右議案に付する付帯決議案を別紙のとおり提出する。

平成二十二年三月十二日

提出者 杉並区議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
河野	小川	田代	河津	島田	横山	青木	大泉	伊田	斉藤	小泉	今井
庄次郎	宗次郎	さとし	利恵子	敏光	えみ	さちえ	時男	としゆき	常男	やすお	讓

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

富本	井口	関	松浦	渡辺	大槻	川原口	山田	安齊	藤本	大熊	はなし	吉田	北	中村	岩田	いがらし
卓	かづ子	昌央	芳子	富士雄	城一	宏之	なおこ	あきら	なおや	昌巳	俊郎	あい	明範	康弘	いくま	ちよ

杉並区議会議長 富本卓様

同

増田裕一

減税基金条例に付する付帯決議（案）

本条例の施行に当たり、杉並区長は、杉並区の安定した自治体経営における本条例の重要性に鑑み、次の諸点について誠意をもって対処すること。

一 基金の積立てに際しては、行政サービスの低下を招くことなく、さらなる区民生活の向上を図ること。

二 基本方針の策定、変更にあたっては、あらかじめ区民及び区議会の意見を聞くこと。

三 基金管理方針の策定、変更にあたっては、あらかじめ区民及び区議会の意見を聞くこと。また、基金の運用の計画の策定、変更にあたっては、あらかじめ区議会に説明を行うこと。

四 条例等の趣旨、内容について区民の理解が得られるよう周知に努めること。また、条例施行後、一定期間毎に条例等の施行状況を検証すること。